

費用は
無料です！



中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和4年の労働災害死傷病者数約13万人のうち、従業員99人以下の企業でその75%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する「**個別支援**」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「**集団支援**」の2種類があります。

費用は無料です、是非ご利用ください。

*厚生労働省「職場のあんぜんサイト」(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>) 参照

<個別支援>

！ 専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、『安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月)』(厚生労働省)を踏まえ、第三次産業(小売業、飲食店、社会福祉施設等)の店舗・施設等を対象としております。

費用

費用は無料

(厚生労働省の補助事業のため)

対象

- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
- 労働者数が概ね100人未満の事業場が対象



1

現場確認で弱点を探し出します

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

2

現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します(教育・アドバイス等) ～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。
ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

< 集団支援 >

**！ 事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか。
無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。**

**オンラインでも
対応します**

企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します。

また、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う「個別支援」と組み合わせて実施することも可能です。

費用

費用は無料

（厚生労働省の補助事業のため）

対象

- 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね **100人未満の事業場を中心とする集団、団体等**が対象です。
- 労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先にご相談ください。



1

みんなで学んで労災を防止！

工場、店舗、社会福祉施設などの代表の皆さんが集まる機会を利用し、安全衛生に関する研修会や講演を行います。2時間程度の研修会を開催いたします。

2

このようなテーマの研修や講習を実施します

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. ヒューマンエラーとその防止対策 | 7. はさまれ・巻き込まれ対策 |
| 2. 転倒災害防止対策の進め方 | 8. 安全・安心のための5S活動 |
| 3. 職場巡視のチェックポイント | 9. 職場の腰痛予防対策 |
| 4. これから進める化学物質対策（*1） | 10. 保護具の適切な使用方法 など |
| 5. 事業者に求められる安全配慮義務 | 11. 職長の役割とは何か（*2） |
| 6. メンタルヘルス対策の進め方 | |

*1 令和5年4月1日、令和6年4月1日に段階的に施行される「新たな化学物質管理規制」では、従来の「法令順守型」から、リスクアセスメント主体の「先取り型」の化学物質管理が事業者に求められています。

*2 安衛法により職長等に対する安全衛生教育が必要な対象業種が、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に拡大されました。（令和5年4月1日施行）

【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 技術支援部（〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2）

TEL：03-3452-6366 / FAX：03-5445-1774 / Eメール：gijutsu@jisha.or.jp

または、以下のホームページ記載の地区安全衛生サービスセンターまでお願いします。

WEB：<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html> または

中災防 サポート事業

検索